



Title	情報通信産業の構造と規制緩和：日米英比較研究
Author(s)	福家, 秀紀
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44576
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 福 家 秀 紀

博士の専攻分野の名称 博 士 (国際公共政策)

学 位 記 番 号 第 18899 号

学 位 授 与 年 月 日 平成 16 年 3 月 25 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第 4 条第 2 項該当

学 位 論 文 名 情報通信産業の構造と規制緩和—日米英比較研究—

論 文 審 査 委 員 (主査)

教 授 辻 正次

(副査)

教 授 野村 美明 教 授 山内 直人

論 文 内 容 の 要 旨

世界の主要な電気通信事業者は国際市場において熾烈な競争を繰り広げ、各国政府も競争力確保を狙った情報通信政策を展開している。一方、わが国はこうした欧米諸国の政策をグローバル・スタンダードとして無批判に受け入れる傾向から脱しきれていない。しかし、これが長期的にわが国の利益につながるのであろうか。こうした問題意識から、本論文では、1985 年の NTT 民営化・競争導入から 1999 年の NTT の再編成に至るわが国の情報通信政策の特徴を米英両国との比較も含めて実証的に分析するとともに、電気通信分野に適用されてきた料金規制などの理論の妥当性をも合わせて検証した。

まず第 1 章では、NTT の民営化と競争導入を実施した第一次情報通信改革の枠組みの評価を行った。その結果、NTT の民営化自体が不完全であること、競争の枠組みの面でも、全ての第一種電気通信事業者の料金が認可とされるなどの過剰規制が行われるとともに、市内/長距離/国際、固定/移動体などの業務区分が規制当局によって恣意的に運用され、「規制の失敗」につながったことを明らかにした。同時に、競争導入にもかかわらず、エッセンシャル・ファシリティたる NTT の市内通信設備と新規参入事業者の通信設備との相互接続ルールが整備されなかったことが長期にわたって NTT の分割問題という不毛の議論に時間が浪費されるという不幸な事態を招いたことを論じた。

第 2 章では、第 1 章で明らかにした問題の中でも、特に料金規制の実態について重点的に分析した。財務データに基づいて料金規制の実態を検証した結果、公正報酬率規制をかけられているはずの長距離通話料金が公正報酬率を大幅に上回っていることを初めて実証し、競争導入が「管理下の競争」に過ぎないことを明らかにした。

第 3 章は、競争導入後の電気通信産業から情報通信産業への構造変化を踏まえて実施された相互接続ルールの整備、料金規制の緩和、および NTT の再編成などを柱とする第二次情報通信改革の分析である。ここでは、まず、エッセンシャル・ファシリティの法理に基づく相互接続ルールと接続会計（会計分離）の意義を評価し、これが、電力やガスなど他の公益事業の競争導入に当たっても適用可能であることをわが国で初めて指摘した。同時に、わが国で採用されたエッセンシャル・ファシリティの法理に基づく「指定電気通信設備」が市内電気通信設備に加えて、競争分野である県内市外通信サービスのための設備を包含しているという問題点も明らかにした。長期増分費用方式に基づく相互接続料金も競争促進と投資インセンティブの確保という矛盾を内包していること、また、料金規制について、事前届出制への移行を本格的な事後規制の時代の幕を開くものとして評価しつつ、意見申し出制度や、NTT に適用されるプライス・キャップ規制の運用上の問題点も明らかにした。NTT の再編成については、「構造分離」と「行動規制」との両要素を含んだ中途半端な措置であり、公正競争と持株会社による効率的な経営という解決し得ない矛盾を内包

していることを明らかにした。

第4章、第5章では、主として、一旦は「構造分離」を採用しながら、1996年通信法において見直しを行った米国と「行動規制」を採用した英国の情報通信政策の分析に基づき、情報通信分野においては、「行動規制」が望ましいことを明らかにした。同時に両国ともメディア融合に対応した法制の整備に向けて動き出していることの重要性を指摘した。

第6章では第1章から第5章の分析に基づき、公正競争上の残された問題点を取り上げた。特に、わが国のユニバーサル・サービスのコスト試算を初めて行い、競争下におけるユニバーサル・サービスの見直しの必要性を実証的に明らかにした。さらに、メディア融合に対応した総合的な情報通信法制確立の重要性を強調してまとめた。

論文審査の結果の要旨

本論文は、NTTの民営化・競争導入から、相互接続ルールの整備・NTTの再編成に至るまで、わが国の情報通信産業の構造変化と情報通信政策を米英との比較も含めて分析したものである。相互接続と公正競争、情報通信分野の料金規制、およびユニバーサル・サービスなどに関して、先行研究で明らかにされた理論を、わが国の情報通信産業の現実に適用して、その問題点を実証的に解明し、課題を抽出し、その解決のための理論と政策を提示したことにその意義がある。

競争導入に当たり、第一に問題となるのが相互接続などの公正競争条件である。本論文では、わが国の電気通信分野への競争導入に当たり、「構造分離」を実施するか、あるいは「イコール・フッティング」（行動規制）によるかが曖昧なままにされたことが、NTTの分割問題を長引かせた原因であることを指摘し、その問題点を解消した1997年の相互接続ルールの整備と1999年のNTTの再編成を評価している。特に、相互接続ルールの柱であるエッセンシャル・ファシリティの法理と接続会計が、電力事業などの競争導入に当たっても有用であると提案したことは、これらの分野における政策立案に先駆的役割を果たし、かつ大きな影響を与えた。同時に、米国の長期増分費用方式やエッセンシャル・ファシリティの考え方を機械的に適用することの危険性を指摘したことは、今日のブロードバンドやインターネットでの競争政策の評価にもつながる先見的なものである。

第二に、料金規制に関しては、実証分析に基づき「公正報酬率規制」が事実上破綻していた点を明らかにし、料金規制の緩和の重要性を理論的に裏付けたことである。これは、理論と実態の橋渡しという点でもユニークかつ重要な研究成果である。

第三に、ユニバーサル・サービスについては、NTTの会計情報から、独自の実証分析に基づきそのコストを明らかにしたことは、今日のユニバーサル・サービス・コスト算定の先駆的業績であり、産業構造の変化に伴う算定基準の見直しの必要性を裏付けたことは、その後の議論を方向付けた重要な成果である。

以上、本論文は実証的な分析により、電気通信政策の妥当性を検証しているのが特徴である。本論文が指摘した問題は、伝統的な電話からインターネットへの転換期に当たる現在での情報通信政策をめぐる論議の中で、その重要性が確認されている。このような先駆的内容をもつ本論文は、平成13年度テレコム社会科学賞（電気通信普及財団）を受賞している。

以上の理由から、本論文は博士（国際公共政策）の学位に十分値するものと判定する。